

經濟環境委員會記錄

1 日 時 令和元年12月16日（月曜日）

| | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時06分 |
| 休 憩 | 午前10時28分 |
| 再 開 | 午前10時39分 |
| 休 憩 | 午前10時59分 |
| 再 開 | 午前11時02分 |
| 休 憩 | 午前11時10分 |
| 再 開 | 午前11時26分 |
| 閉 会 | 午後 0時04分 |

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 8人

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 江 西 照 康 |
| 副委員長 | 金 谷 幸 則 |
| 委 員 | 木 下 章 広 |
| // | 島 隆 之 |
| // | 東 篤 |
| // | 佐 藤 則 寿 |
| // | 金 厚 有 豊 |
| // | 柞 山 数 男 |

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

| | |
|-------------------|-------|
| 部長 | 伊藤 曜一 |
| 理事（環境センター所長） | 牧 修司 |
| 部次長 | 藤村 勝詞 |
| 参事（環境センター次長・管理課長） | 茶木 聖一 |
| 環境政策課長 | 小川 徹雄 |
| 環境保全課長 | 飯田 哲 |
| 環境センター業務課長 | 高土 春樹 |
| 環境政策課主幹（調整担当） | 田近 淳 |
| 環境政策課主幹 | 小林 将司 |
| 環境保全課主幹 | 東 覚 |
| 環境センター管理課主幹 | 谷井 康修 |

【商工労働部】

| | |
|------------------------|-------|
| 部長 | 大場 一成 |
| 部次長 | 杉谷 要 |
| 部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当） | 関野 孝俊 |
| 商業労政課長 | 古西 達也 |
| 工業政策課長 | 片山 正和 |
| 薬業物産課長 | 西田 清和 |
| 観光政策課長 | 高橋 洋 |
| 職業訓練センター所長 | 木下 満 |
| 牛岳温泉スキー場所長 | 中澤 栄三 |
| 商業労政課主幹（調整担当） | 山崎 悟 |
| 公営競技事務所主幹 | 宮田 一博 |

【農業委員会事務局】

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 大森 典明 |
| 事務局次長 | 黒田 光晴 |

【農林水産部】

| | |
|---------------|-------|
| 部長 | 山口 忠司 |
| 部次長 | 高嶋 善秀 |
| 部次長（技術担当） | 井水 清智 |
| 農林事務所長 | 谷井 政人 |
| 地方卸売市場長 | 経塚 達也 |
| 参事（農業水産課長） | 本林 成元 |
| 参事（農村整備担当） | 前田 信康 |
| 農政企画課長 | 高田 興真 |
| 森林政策課長 | 桐溪 修一 |
| 農村整備課長 | 前田 剛 |
| 農林事務所農業振興課長 | 梅田 一好 |
| 農林事務所農地林務課長 | 谷崎 友紀 |
| 地方卸売市場次長 | 野村 学 |
| 営農サポートセンター所長 | 山崎 晃 |
| 農政企画課主幹（調整担当） | 岡地 睦美 |

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

| | |
|------------|-------|
| 参事（議事調査課長） | 福原 武 |
| 議事調査課主査 | 本田 宏之 |
| 議事調査課主任 | 河原 絢加 |

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和元年12月定例会の経済環境委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、島委員、柞山委員を指名いたします。

当委員会に付託されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

これより、経済環境委員会環境部所管分に入ります。

報告案件として提出されている
報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第26号、専決第31号、専決第32号
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境センター 〔議案書により説明〕
業務課長

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

 次に、環境部所管分で、ただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

東委員 本年9月のこの委員会でも環境部にお伺いしたのですが、エゴマの6次産業化の推進の関係で、市長、そして環境部長とあと1人の3人でネパールへ行かれたということでございます。

 過日の一般質問のときにも、市長答弁の中で若干報告がありましたけれども、部長自身が行くことで学んだことや、これからの富山のエゴマ6次産業化推進のためにいいなと思ったことなど、所感があれば述べていただきたいと思います。

環境部長 本会議での大島議員の質問に対する市長答弁でほぼ言い尽くされているというふうに理解をしておりますけれども、私の所感ということでございますので、私の所感を述べたいと思います。

 市長答弁と重複する部分がかかりでございますけれども、まず、ネパールは大変貧しい国で

ございまして、アジアでも最も貧しい国ということでもあります。大きな産業もない中で、農業一特にこのエゴマは、ネパールが原産地の1つとも言われておりますので、昔からエゴマの栽培がされていたということについて、各大臣、それから関係のあるいろいろな州、市の現地の議員などと話す機会がございました。

それで、労働力が非常に不足しているということでございます。品物は非常にいいものです。無農薬のエゴマを栽培しておられるということで、富山市産以上とは申しませんけれども、富山市産と同等のレベルの非常に質のいいエゴマが栽培されています。

問題は栽培する技術、それから、労働力が不足していることだと盛んに各大臣、関係の皆さんがおっしゃっていただきましたので、その仕組みを構築するために、市長が直接、トップセールスということで、現地に渡航したということでございます。

現地で生産されるエゴマは、市長の言葉をそのままお伝えしますと、「もうつくった分だけ全部買いますよ」と。ことしは35トンということで御答弁申し上げておりますが、つくればつくるだけ市内企業で買わせていただきますということをおっしゃっております。

そのための人材の交流、派遣みたいなことも、ネパール国の法律の整備も含めて、お互いにこれから協議していこうということもございましたので、この人材の交流に端を発して現地でのエゴマの栽培が増えてくれば、今、日本国内では全国的に非常に不足しているエゴマをネパール産のエゴマが補完するという役割を担ってもらえるのではないかというふうに思っております。

これから、少し時間はかかるかもしれませんが、法律的な枠組みの整備ですとか、そういったところについては協議ができる環境は整ったというふうに思っておりますので、今後の動きに期待したいと思っております。

東委員

ありがとうございます。

それぞれの国によって法律がいろいろと違ったりするというので、これからも大変なことがあるかと思いますが、せっかく行って、また、ことし35トン全て買うという約束ですので、これからもまた発展させていただきようよろしくお願いします。

柞山委員

何点か質問をさせていただきます。

先般の一般質問でもありましたが、富山市の国際連携事業について、インドネシア等々、

多くのところで小水力発電などのエネルギー対策にいろいろと取り組んでこられたわけですが、答弁の中で、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減効果のことにも触れて答弁しておられました。

実際、その二国間のクレジットといいますか、そのものの効果というか、具体的な数字は捉えておられるのか。どういうカウントの仕方なのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

環境政策課長 温室効果ガスの削減効果を具体的に申し上げますと、本市の国際連携の第1号事業でございますインドネシアのタバナン県ジャティルウィ村での小水力発電の設置につきましましては、年間で199トンの削減効果がございました。

続いて、本年1月に完成式を行いましたスマラン市における公共バス72台、これはほとんどディーゼルエンジンだったのですけれども、このエンジンをディーゼルと天然ガスのハイブリッドエンジンにかえるという事業も行っておりまして、これについては年間で2,094トンの削減効果を見込んでおります。

柞山委員 タバナン県の小水力発電については199トンの削減で、ハイブリッドエンジンの公共バスで2,094トンの削減ということですが、日本にとって、あるいは富山市にとってどういう値なのか、もう少し聞かせてください。

環境政策課長 この現地での温室効果ガス削減について、富山市にとっての値といたしますか、影響につきましては、本市では、富山市環境モデル都市行動計画というものも計画しております、これは5年間の計画です。この計画は、今現在、第3次行動計画となっているのですが、第2次行動計画の見直しが平成30年度末にありまして、その見直しの際には、温室効果ガスの削減目標を大幅に上方修正しております。2005年に比べまして、第2次行動計画では2030年までに30%削減、2050年までに50%の削減としていたのですが、SDGs未来都市に選定されたことも受けまして、第3次行動計画では、2005年と比較して、2030年までの30%削減は変えていないのですが、2050年までに80%削減というふうに大幅に上方修正しました。

この計画を見直したときに、国際連携事業における現地での削減量についても富山市の削

減量としてカウントしていこうということで計算方法を変えましたので、こちらにも同じ効果があります。

柞山委員 今の説明ですと、片やパーセント、片やトンですが、これは置きかえることはできないのですか。

環境政策課長 トンでいきますと、2005年から2050年にかけて、CO₂を約260万トン削減しなければ目標を達成できないのですけれども、微々たる量かもしれませんが、まず現地での削減量がこれにカウントされるということでございます。

柞山委員 海外での削減効果としては薄いのですけれども、この260万トン削減の計画を立てておられて、上方修正したということですが、この計画は本市だけで自信を持って達成できるのですか。

環境政策課長 もちろん、国際連携事業だけでは当然できませんので、行政をはじめ市民の一人一人が、例えばクールビズだったり、ウォームビズ、日々の生活の中で車を買いかえたり、家を改築したりということで、皆さんが取り組んで

いただくことで達成できればと思っております。

柞山委員 2005年から計画がスタートして、第3次行動計画で2030年までに温室効果ガスを30%削減するということですが、海外ではなくて、富山市内では今、数字的にどれくらい達成できているのですか。

環境政策課長 速報値ということで確定値ではないのですが、直近の数字で、2005年から2016年までにかけて約11%削減できております。

柞山委員 引き続き頑張っていただきたいと思えます。最近、コマースが少し足りないのか、あまり表に出てこないと思うので、また、多くの市民の皆さんにも周知をしていただいて、引き続き取組みを進めていただきたいと思えます。

もう1点、海洋ごみ対策推進事業ということで、今年度当初予算で網場の設置について予算が計上されていたと思えますが、この取組みについて、今現在どういう状況なのか、具体的にやるのかやらないのかお伺いします。

環境政策課長 まず、網場の説明から簡単にさせていただきます

ますと、「網」に場所の「場」と書いて「あば」と言います。別名、「網」の「羽」と書いて「あば」とも呼んでいるそうです。

河川に羽を広げたような形でネットを張るのですけれども、そのネットには浮きがついていまして、例えばダムなどにおいては材木が流れないように、川においてはごみが流れないように設置する、そういう施設になります。網場については、来年度、本格設置をする予定ですが、本年度はその事前準備を進めているところです。

これまで、網場をどの用水や川に設置するのかですとか、どのような規模の網場を設置するのかについて研究してまいりました。今年度は網場の試験設置をするところまで考えておりまして、ちょうど本日から20日（金曜日）までの5日間、試験設置を行います。午前9時から午後3時までの予定で、市内の河川5カ所に設置する予定でありまして、5カ所のうち、がめ川に今職員が同行して行っているのですけれども、無事設置が完了していると報告を受けております。

柞山委員 他の4カ所はどこですか。

環境政策課長 5カ所の報告をさせていただきます。

まず、市の管理河川ということで、城川原のがめ川と、長江の宮路川—中央病院の近くになります。そのほか、土地改良区の管轄になりまして、広田用水と浄土川。浄土川というのは蜷川土地改良区の管轄である赤田にある川です。それと、常西用水土地改良区が管理する千俵川になります。

柞山委員 大体長さは5メートルぐらいなのかなと想像をしていたのですが、今回は試験ということであります。その網場に引っかかったごみを定期的に収集しなければならないということで、人件費も必要ですし、そのようなことの検討もされていると思うのですが、今回の試験の目的の要点をお伺いします。

環境政策課長 まず、なぜこの5カ所にしたのかというところから始めさせてもらいますと、まず、周辺の人口が多いこと、そして、その川に流れ込むごみの量が多いこと。このごみの量が多いことについては、例えば近くにコンビニエンスストアがあるとか、ごみの集積場所があるとか、公園があるとか、そういう場所を地理情報システム（GIS）で分析をかけまして、網場の設置によって効果があると思われるところをまず10カ所選定しております。

その10カ所で実際に流量調査をかけまして一夏に2回、秋に1回やっているのですが、その中で特にごみの量が多いところを5カ所選びまして、試験設置に至ったものでございます。

柞山委員 設置の目的はわかるのですが、実際にこの網場を設置して、相当ごみをとれることが想定されるので、日常的な管理、監視はどうするのですか。

環境政策課長 誰がどのタイミングで回収するのかについては今、検討段階でございます。まずはどれだけ引っかかるのかを見まして、直営でとりに行くことになるのか、あるいは、業務委託するのか、または、市民の方に協力をいただくのか、それはこれからのことだと思っております。

柞山委員 環境部長、何か総括的におっしゃることはありますか。

環境部長 今、環境政策課長が答弁したとおりでございます。ことしはあくまで試験設置ということで、来年度、本格設置をするための予備的な調査というふうに理解をしております。

柞山委員からの御質問は、何をしているのかということだろうと思えますけれども、まずその量、それから組成ですね。こういったものが網に引っかかるのかということ調べて、ここはやっぱりプラスチックが多いなど、ここは思ったほどでもなかったなどということをいろいろ比較検討しながら、来年度に本格設置をするということだろうと思っております。土地改良区で管理していただいているもの、それから、市の管理のもの、今回は5つの箇所ですけれども、本格設置となりますと、試験設置と違っていろいろ法的な手続も出てまいりますので、そこら辺も踏まえながら、まず試験設置で組成、量を重点的に調査したいというふうに思っております。

柞山委員

大変先進的な取組みだなというふうに思っております。強いて言えば、やっぱりこの発生源というか、もとを正さなくてはいけないということで、ごみの中の組成と言われましたが、中身を十分認識していただいて、どこから出ているのか、発生場所も、排出場所も含めてなのかもしれませんが、そういう追跡もしながら、環境未来都市—環境分野で先進的な仕事をしている富山市において、海洋ごみが少しでも減るように、効果が上がることを

期待しております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了
いたします。

午前 10 時 28 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 39 分   再開

委員長           これより、経済環境委員会商工労働部所管分  
の議案の審査を行います。

議案第 166 号   工事請負変更契約締結の件  
（第 2 期呉羽南部企業団地整地（その 4）工  
事）、

議案第 167 号   工事請負変更契約締結の件  
（第 2 期呉羽南部企業団地整地（その 5）工  
事）、

議案第 168 号   富山市八尾おわら資料館の  
指定管理者の指定の件、

以上 3 件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

工業政策課長 〔議案第166号について、  
議案第167号について、  
議案説明資料により説明〕

観光政策課長 〔議案第168号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質  
疑を終結いたします。  
これより、議案第166号、議案第167号、  
議案第168号、以上3件を一括して討論に  
入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第166号、議案第167号、  
議案第168号、以上3件を一括して採決い  
たします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

牛岳温泉スキー場の地滑り発生に伴うグレンデの一部滑走禁止及び「人工造雪機」の稼働について、

当局の報告を求めます。

牛岳温泉  
スキー場所長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

東委員

今の説明の中の人工造雪機の関係についてお伺いしたいと思います。

5基の設備のうち、1基が故障したというふうにあります。雪をつくる造雪能力は、現在80%の能力があるという解釈でよろしいのでしょうか。

牛岳温泉スキー場所長 5基のうちの1基が今故障しているわけですが、それに加え経年劣化によるものがありまして、今、人工雪をつくり出す能力につきましては、70%ぐらいと推定しております。

東委員 経年劣化もあって、全体で70%の能力ということであります。牛岳温泉スキー場の魅力というのは、暖冬であっても人工造雪機によって滑ることができる。特に夜間照明をつけると、富山市内からもゲレンデが見えて、子どもたちのスポーツ施設としても大変一富山市として唯一の市営のスキー場ということで重宝されている施設だというふうに思います。

造雪機の経年劣化であれば、1基ずつでも修理を始めていく必要があるのではないかと。これはお金もかかることだと思いますけれども、修理にかかる必要があるというふうに私は思うのです。商工労働部長から見解があればお願いします。

商工労働部長 おっしゃるとおり、これまで県内で一番オープンが早いスキー場としてにぎわってきたわけですが、人工造雪機を導入したのが平成6年度でございまして、その当時、年間の入場者数は17万6,000人でござい

ました。

これに対して昨年度の入場者数につきましては約3万5,000人ということで、平成6年度と比べますと約5分の1に減少しているという実態がございます。

これに伴いまして、営業収入につきましても、平成6年度は4億7,000万円の収入があったわけでございます。しかしながら、入場者数が5分の1に減ったということで、平成30年度の営業収入を申し上げますと約6,300万円ということで、平成6年度と比べますと13.4%に減っているという実態がございます。

こういうことからいきますと、経営は大変厳しく、新たな設備投資は難しい状況にあるということでございまして、現在でございます設備の保守点検に努めまして、この人工造雪機を補完的に使うと、先ほど所長も申し上げていたわけですが、それをできるだけ長く活用してまいりたいというふうに考えております。

東委員

収入が減ったり、入場者数も減ったりということなのですから、これは人口減少ですとか経済的な関係一やはりスキーは、一定程度収入が確保されないと、そこにお金をかけ

ることも難しいという、そういう経済情勢も反映をした数字だというふうに思うのですが、以前、平成29年6月議会で、市長も、牛岳温泉スキー場は赤字になろうが廃止しないということを合併協議のときからずっと言い続けているのだということも答弁しておられるわけです。

やはり、しっかりと牛岳温泉スキー場の魅力を維持するために、造雪機の設備をしっかりと維持していくことが大変重要だと思います。21日が今シーズンのオープンですか。やはり年末年始がスキー場にとって大変収入があるときということで、このときに造雪機も使って、しっかりと滑ることができる状態を確保するということが大変重要だというふうに思います。

そういうことからしても、しっかりと造雪機を使って、できる限り雪をつくって、年末年始の営業に間に合わせる必要があります。

あわせて、商工労働部長から見解があればお願いします。

商工労働部長 今年度は大変暖冬だということでございます。それで、立山山麓スキー場も同様でございますが、牛岳温泉スキー場についても大変雪が

少ないという状況でございますけれども、予報によりますと、年末に寒波が来るということで、特にこの年末年始は休暇が長いということもございますので、私どもとすれば、雪が降った暁にはPRに努めて、スポーツ施設としてもという御意見もございましたけれども、スキー場の活用のPRに注力してまいりたいというふうに考えております。

東委員

今の商工労働部長の答弁は、前を向いた答弁というふうに受けとめます。富山市唯一の市営のスキー場施設ということで、しっかりと運営ができるように御配慮いただきたいと思っております。

柞山委員

私もちょっとこの牛岳温泉スキー場のことについて疑問がありますので質問させていただきます。

今ほど部長から、広報活動や周知に注力する、努力するというお話もありましたが、先般、テレビで牛岳温泉スキー場所長が、自然に降らなければ一神頼みだみたいなことを言っておられて、どこに努力しているのかさっぱりわからないような一あの報道を聞くと、牛岳温泉スキー場はいずれなくなるのかと、やめてしまうのかというイメージが大変に一皆さ

ん思われた方も多いと思うのです。今、東委員とのやりとりをいろいろ聞いていまして、何か場当たりの的で、将来展望のない答弁をしておられるなというふうに感じました。市長が言ったからではなくて、やっぱり一旦消極的な行動をとると、牛岳に魅力はないということを生懸命宣伝しているような状況になるというふうに思うのです。ですから、この段階になって故障していたとか、保守点検して長持ちさせるとか、そういうことでは本当に場当たりのだなど今答弁を聞いていて感じましたけれども、もう少し真剣に、これは一体全体、抜本的にどうすればいいのかと。もともと暖冬のときに雪がないからこの人工造雪機をつくったわけでありまして、そのことを踏まえて、市長もしっかり、きちんと継続していくのだということもあるのに、担当部局がやはり消極的で、どうにもならなければ潰すのだと、次の段階はということがあると、これは何を考えているのかなというふうに思います。何か言うことがあれば商工労働部長の答弁をお願いします。

商工労働部長 柞山委員のおっしゃるとおりでありまして、市長も体育施設として残すということでありますので、私どもとしても、閉鎖とか、そう

いったことは毛頭考えておりません。  
できるだけ牛岳温泉スキー場を活用しながら、  
体育施設として活用してまいりたいと。  
ですので、廃止とか、そういったことは一切  
考えていないということでございます。

柞山委員      しっかり取り組んでいただきたいと思います。  
それから、70%の造雪能力があるのですから、  
一部でもいいですから、オープンまでに  
滑走できるようにできるのですか。牛岳温泉  
スキー場所長の答弁をお願いします。

牛岳温泉      今ほどの件ですが、今月21日のオープンに  
スキー場所長      は間に合わないかもしれませんが、先ほど商  
工労働部長も言われましたとおり、予報で見  
ますと、27日以降は雪だるまマークになっ  
ております。そのときには完全滑走できるよ  
うにしたいと考えております。

柞山委員      期待しています。  
気温が下がれば、人工造雪機で雪をつくるの  
も容易となり、暖かいときよりも、雪をなら  
したり、工事したりできるので、しっかり取  
り組んでいただきたいと思います。  
自然に降ることを神頼みするというようなコ  
メントはやめてください。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、商工労働部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

東委員 本年9月のこの分科会のおきにお伺いした中で、富山の物産欧州展開推進事業ということで、市長、部長と、もう1人が、フランスへ行きまして、いろいろと展開できるように仕事をしてきたいということがありまして、実際、行ってこられたと思います。  
その中で、今回のフランス渡航で物産を欧州に展開、推進することに関する展望なり、また難しいなという点などの所感を商工労働部長にお伺いしたいと思います。

商工労働部長 今、東委員がお尋ねのとおり、去る11月24日から28日に、富山の物産の海外販路の開拓、そしてまたブランド力の向上を目的に、ジェトロー日本貿易振興機構と申しますがージェトロ富山が主宰されました海外派遣事業に市長と私とが参加いたしまして、フランスのパリ市を訪れてまいったものであります。

具体的には、ジェトロ富山がフランスの日本食材卸商社と連携しまして、本年秋に富山産品のプロモーションを実施するというものとされたものでございますけれども、その実施に際しまして、本市に、ぜひ市長からトップセールスをとというお話があったものでございます。

本市では、これを富山産品のヨーロッパにおけます販路の開拓、そしてまた、ブランド力の向上の好機と捉えまして、プロモーションに参加いたしまして、その際、富山から持参した産品のPRを行ったことをはじめ、有機食品の認証機関等を訪問いたしまして、フランスにおける有機食品の市場動向について調査を行ってきたものであります。

プロモーション会場では、市長がパワーポイントを用いまして、本市のSDGsの推進に資する取組みの一環として6次産業化を進めております「富山えごま」をはじめ、日本酒、昆布、そしてまた、しょうゆやテーブルウェア―食器類ですね―などのPRを行ってまいったものでございます。

東委員

今、商工労働部長から答弁いただきまして、市長のトップセールスの要請があったということで、実際にプレゼンテーションのような

ことをやったり、市場調査も行ったということ  
です。

せっかく行かれたわけですから、いろいろと  
国家間の違い、考え方の違いもあるとは思  
いますが、これから富山の物産をしっかりと  
欧州で展開できるようにしていただきたい  
と思います。

よろしくお願いします。

委員長           ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を  
終了いたします。

午前 10 時 59 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 02 分 再開

委員長 これより、経済環境委員会農業委員会事務局
所管分に入ります。
本委員会に付託された案件及び議決不要の報
告案件がありませんので、農業委員会事務局
所管分で何か質問はありませんか。

柞山委員

農業改革の中の一部ですが、農業委員会に関する法律も大きく改正されて、これで1年9カ月たつと思います。

本市においても、農業委員会制度が変わりまして、従来の定数から削減しながら農地利用最適化推進委員という形で、これまでは公選だったものが、市長から任命ということで大きく改正されているわけでありまして。改正されてからこれまで、新たな取組みというか組織体系で動いておられるわけでありましてけれども、この経過の中で、実際やってこられて、改正についてどういう評価をしておられるのかお伺いしたいと思います。

農業委員会
事務局次長

農地の集約・集積を進めるためには、農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の話合いなどに積極的に参画し、農家や農協、土地改良区の方々と深くかかわっていくことが重要であります。

昨年は、利用状況調査実施後に行う遊休農地所有者への意向確認について、これまで郵送で行っていたものを直接戸別訪問で行い、また、農協主催の集落座談会などに積極的に参加するなど、地域との連携を図ってまいりました。

今後は、委員が担当する地域の農地の状況を

把握し、農地を貸したい人や意欲ある担い手の掘出しや利用調整を行っていくため、これまで以上に積極的に現場へ足を運んでいただき、地域との連携を図っていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

柞山委員 具体的な取組みを説明いただいたわけですが、取り組んでどういう成果があったのか、あるいは具体的な数値としてあらわれているのか、お伺いいたします。

農業委員会
事務局次長 新たな体系に変わったことの成果の1つとして、農業委員会が年度末に算出している農地流動化率が考えられます。

農地流動化率というのは農地の集積率等を示したものであり、農業振興地域内農用地区域面積を分母とし、農業委員会に届けられた利用権設定面積を分子として算出された数字であります。

平成28年度は30.8%、平成29年度は31.8%、新制度になった平成30年度では35.0%と増加傾向となっております。今年度については、年度途中でございますので最終的な農地流動化率は出ておりませんが、隔年の同時期の4月から12月までの利用権設定面積を見ますと、平成28年度では22

7. 1ヘクタール、平成29年度は403.8ヘクタールで、平成30年度では371.0ヘクタールでございました。

今年度は452.4ヘクタールと昨年度を大きく上回っており、今年度もさらに農地流動化率が上がり、農地の集約・集積が図られるものと考えております。

柞山委員

率は上がっているということで、この農業委員会の制度改正だけでその全てが上がったとは思いませんが、この制度改正前は、農業委員会から市長のほうへ、農業所得の向上や農村形成のことについて建議をしておられました。

今、市長からの任命ということであっても、やはりこうして現場で取り組んでおられる方々が、その地域や、あるいは農業従事者と接しておられて、その現場の意見や、こうあったらいいなということも含めて、建議にかわる一要するに、農業委員会だけで情報収集するだけにとどまらず、他の部署とも連携してやってもらわなければならないということの意味から言ったのですが、その建議にかわる農業委員会としての課題や推進について、建議でなくても意見というものを取りまとめて関係諸課に報告すべきと思います。

こういう考え方について、農業委員会事務局長の考え方を伺いたいと思います。

農業委員会事務局長

今ほど柝山委員がおっしゃったとおりでございまして、農業委員会事務局は特に農林水産部としっかり連携していかなければいけない部署でございます。

従来、農業委員会というのは農地の権利の移動などを議決する、認めるといった業務が主なものでございました。

ところが、法改正に伴う新体制になりましたら、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員が設けられまして、本当に現場に入って、農家の方々といろいろなお話し合いをしていて、これからの農地をどうしていくかということについての役割が非常に大きくなったというふうに思っております。

そういう意味で、従来、市長に対しての建議といった制度があったのですが、そのあたりは事務局独自で判断したわけではなくて、農業委員24名—今1名欠員でございますが一皆さんで合議をしながらいろいろな案件について進めさせていただいております。

そういう中で、今度の総会でそのような御意見も委員からあったということをお伝えして、どうしていかなければいけないかということ

をお諮りしてまいりたいというふうに思っております。

柞山委員

せっかく熱心に取り組んでいただいて、許認可だけではなくて、そういう地域の現状を周知しておられる方々でありますから、やはり地域に対する思い、農業に対する思いもひとしおだろうというふうに思っています。ですから、集積された課題や思いをどこかで伝えていただいて、任についておられる方々が、本当に仕事をしたなど、思いは通じていくなということも、農業委員として、農地利用最適化推進委員としてのやりがいにもつながると思いますので、どうか皆さんの意見でまとめていただければありがたいと思います。そういう機会を事務局として広範に取り組んでいただきたいなど、これは要望であります。

委員長

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済環境委員会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

これより、議案第169号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中、専決第24号
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

森林政策課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、

議決不要のものです。

次に、

古洞の森自然活用村の指定管理者について、
当局の報告を求めます。

農業水産課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

東委員 株式会社セオリーのほうから指定管理業務を終了したいという申し出が実際にあったのはいつでしょうか。

農業水産課長 今年度の11月上旬になります。

東委員 指定期間中に指定管理業務を終了するという
ことに対して、違約金のようなものは発生する
のでしょうか。

農業水産課長 契約書上は、特に記載はございません。

東委員 発生しないということです。
続いて、この件に関して、ホームページで調
べてみると、このセオリーというところは、
富山市内でも幾つか飲食店を開店している業

者のようです。

それはそれとして、来年の4月1日から継続してもらえる可能性のある業者と交渉予定とありますが、実際に当てがあるのでしょうか。これがだめだということになり、次にやってもらえる人がいないということになると、古洞の森自然活用村はこれからどうなっていくのか、こちら辺に関してお伺いします。

農業水産課長

まず、引き続き管理をお願いする業者につきましては、これまで指定管理の実績等があったところを最初に打診してまいりたいというふうに思っております。

また、来年4月1日以降のことなのですが、本市といたしましては、当施設を継続していきたいというふうに考えております。利用者の観点からも、サービスが中断することなく、引き続き新しい指定管理者に業務を引き継いでいただきたいというふうに考えております。

そういうことから、この取消しを行った後に、早急に指定管理者を探しまして、申請の受け付けや選定作業等を行っていきたいと考えております。

そのことにつきましては、来年の3月議会で提示させていただきまして、その後、指定管

理者には計画等を提出していただき、4月1日から業務を引き継いでいただきたいというふうに思っております。

東委員

ぜひとも来年4月1日から、中断することなく業務が再開できるように頑張ってくださいというふうに思います。

続いて、農林水産部所管関係で、これまで指定管理者が指定期間内に指定管理業務を終了したいということで申し出があって、実際に終了したという例はあるのでしょうか。

農業水産課長

農林水産部所管施設の指定管理者が指定管理業務を途中で終了したいという申し出はございません。

東委員

ほかの部局のことを今聞くことは差し控えますが、ただ、このようなことが発生すると、私は、本市の指定管理業務は、実際に指定されて仕事をして、業績が悪ければ返上すればいいのだというようなことになってしまわないか、本当にあしき例になると思っています。

ぜひともこういうことを避けるようにしていただきたいですし、そういう意味では、本来であれば、途中でやめるということは、普通、

慣行的には違約金等が発生するというのはよくあることでしょうし、そういう対策もこれからとっていく必要があるというふうに思います。

今回の、指定期間途中での指定管理業務終了ということに関して、農林水産部長の見解をお伺いします。

農林水産部長 今ほど農業水産課長が申しましたように、本年11月上旬に、業務をやめさせてほしいという申し出が突然あったということで、農林水産部では前例がないことで、我々も非常に困惑しております。

事業者に聞いたところ、本市以外でも幾つか店舗を閉めることも考えているという話も聞いていまして、やめること自体はもういたし方がないのかなということを考えております。ただし、委員会資料の3番にもありますように、施設全体で7万5,000人から8万5,000人の市民に御利用いただいていますし、古洞の湯につきましても、5万3,000人から5万5,000人の方に御利用いただいています。

我々といたしましては、なるべく施設を継続する方向で進めていきたいということを考えておりまして、今ほど農業水産課長も言いま

したように、指定管理者の指定の取消し以降、スピード感を持って、今現在、ノウハウを持って実際に指定管理をしていらっしゃる法人等に積極的にお声がけをして、ぜひ継続する方向で話を進めたいなど。

つきましては、もしそういう形で選考ができたということであれば、来年3月議会で債務負担行為と指定管理者の指定の議決をいただくという形になりますので、改めて正式に御提案をしたいというふうに考えております。

なお、今ほど御質問があった件で、この後、指定管理者が見つかったとして、市が損害をこうむったということが立証できるのであれば、そこはまたそういう形で、相手方の負担とできないかどうか、それもあわせて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

東委員

今後、実際に市に対して不利益があったことが立証できればということでありました。

先ほども言いましたが、こういうことを例にして、これから契約途中であってもやめるということになったら、富山市が大変軽く見られるということでもあると思います。

確かに、市として業務委託をすることに対して請け負っていただくのは大変ありがたい話

でありますけれども、業者の過去の実績や、資金力など、そういうものを見ながら判断をしていくということも必要だと思いますので、これから慎重に対応していただきたいと思います。

柞山委員　　ことしはかつてないほどの熊の出没等被害で、監督署の方々については大変尽力されて、御礼を申し上げたいなと思います。
一方で、ことしは……

委員長　　柞山委員、今は古洞の森自然活用村に関してですので、その他の質問をお願いします。
ただいまの案件についての質問はほかにはないようですので、この程度にとどめます。
次に、農林水産部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

柞山委員　　続けてやらせていただきたいと思いますが、豚コレラに始まって、秋口になってから一気に熊の出没が増え、人身被害も多発して、大変憂慮すべき状況になりました。
豚コレラのイノシシ対策と熊に対して少し聞かせていただきたいと思います。
豚コレラが発生して、イノシシにも豚コレラの予防の餌を混ぜて対応されたり、あるいは、

市内の畜産農家に対してもいろいろ対処しておられるということではありますが、まず、この豚コレラ対策について改めてお伺いします。

森林政策課長 私からはイノシシ対策の分ではよろしいですか。

柞山委員 そうしたら、イノシシ対策についてお願いします。

森林政策課長 豚コレラのイノシシ対策につきましては、まず1つは、捕獲を強化するというところで、本年9月の委員会的时候にも捕獲おりの増設ということで御説明を申し上げたところでございます。

その後の対策につきましては、まず1つは経口ワクチンの散布—これはイノシシに経口ワクチンを食べさせるということで対応いたしました。場所としては、地域ごとに60カ所に約1,800個のワクチンを2回に分けて散布をさせていただきました。猟友会の方々の協力をいただいて約1,800個のワクチンを山中に埋設しまして、それをイノシシが食べるというような状況でございます。市内全体で3,000個のワクチンをまきまして、71%ほどをイノシシが食べたというふうな状況でございます。

柞山委員 狩猟期間が始まる前にということになるかと思いますが、捕獲したイノシシの頭数はどれだけで、それは全て埋設したのかについても教えてください。

森林政策課長 これは豚コレラが発生して以降のほうがよろしいですか。

柞山委員 鳥獣対策、一連でお願いします。

森林政策課長 わかりました。
捕獲数でございますけれども、現在のところ460頭捕獲をしております。
豚コレラ感染イノシシが発見されるまでは、埋設の必要性というのは一要は、有害でとられても、狩猟者の方々が肉を食べられたりということがございまして、それ以前のものの状況については、個別には把握はできておりませんけれども、豚コレラ感染イノシシが発見された以降のものにつきましては、全て埋設をするようにということで県から指示がございました。
豚コレラ感染イノシシが発見されました本年7月後半以降に捕獲したイノシシが291頭ございます。この291頭は全て埋設をしたところでございます。

柞山委員 今、埋設場所はほとんどの地域で確保してある—一部まだ確保されていないということでもありますけれども—その291頭の埋設の地域というか、場所別にわかりますか。

森林政策課長 今、富山市内で埋設する場所は6カ所確保してございます。富山地域で1カ所、ここには3頭埋設をしたところでございます。それから、山田地域では24頭埋設しております。八尾地域につきましては38頭埋設しております。それから、大沢野地域につきましては29頭埋設しております。細入地域につきましては162頭埋設しております。大山地域については、35頭埋設をしているところでございます。
以上でございます。

柞山委員 今、報告された中で、細入地域は161頭ですか。

森林政策課長 162頭です。

柞山委員 162頭ですね。これだけの頭数を埋設するのに、埋設場所の容量は足りたのですか。

森林政策課長 細入地域につきましては、これは実は市有地

でございます。他地域でまだ埋設場所を確保できないときにも埋設をしたところでございます。

約300平米の面積でございますけれども、ここにほぼすき間なく埋設するような形で埋設しておりまして、ここにはもうほとんど埋設する余地が残っていない状況でございます。

柞山委員

本年9月のこの委員会でも意見として申し上げたと思うのですが、こういうことが毎年常態化すると、この埋設場所を確保するのにも困窮するというところで、いろいろな手法をとっていかなければいけない。そのため焼却するという手法もどうだということ、民間の業者にもお願いしてみるといってお話でありました。

あるいは、幾つかの行政体で連携をとってそういう焼却場所を設けていくということもあるのか、今どういう動きになっているのかお聞かせください。

森林政策課長

委員がおっしゃるとおり、豚コレラ対策がいつまで続くのか想定できないという中で、イノシシを埋設する土地の確保というのは、今後ますます課題となってくると考えております。その中で、イノシシの焼却処分を検討す

ることは大変必要だと考えております。

しかしながら、一般廃棄物を焼却している富山地区広域圏クリーンセンターでは、一般廃棄物の搬入要綱によりまして、野生イノシシ等の焼却ができません。

このようなことがありますので、他県の先進事例として、実は先般、福井県若狭町の嶺南地域有害鳥獣処理施設を視察してまいったところでございます。

現時点では、まだ施設整備に関する方向性は決まっておられませんけれども、今後さまざまな観点から焼却施設に関する調査・研究を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

柞山委員

先進地も見てこられたということではありますが、焼却施設もさることながら、頻繁に豚コレラ感染イノシシが出た場合に、一気に燃やせないのも、ストックヤードというものもあるというふうに聞いております。

そのようなことも含めて、総合的に担当部局で提案していただいて、隣接する他の自治体とも協議していかなければいけません。材料としてそういうことを調査していただきたいなと思います。

来年は発生してほしくないのですが、中部圏

で豚コレラが終息するという動きにはなかなか
なっていないので、見直していただきたい
というふうに思っています。

次に、熊について少しお聞きしたいと思いま
すが、先ほども言いましたとおり、例年であ
れば、痕跡など、熊の出没情報は30件や5
0件程度で終わっていたのが、ことしはト
ータルでもう700件、800件ということに
なっているのかわかりませんが、非常
に多い出没状況だったというふうに聞いてお
ります。

特に、大山地域は人身被害もあり、眼球が破
裂して、その後一生、生活するのに支障を来
すということも聞いて、大変なことだという
ふうに思っております。

朝、戸をあけたら玄関にいたということでは、
これは本当にどうにもならない、予防もでき
ないということで、大変危険な状況でありま
す。

こういう中で、いろいろな対策をとられたと
思うのですが、市としてどのような対策をと
ってこられたのかお伺いします。

農林事務所 熊対策につきましては、市としてできる範囲
農業振興課長 がなかなか難しいところでございます。

1つは、出没した情報等をできるだけ早く市

民の皆さんにお知らせするというところで、出
没しましたら、警察等と連絡を共有しながら
現地の調査をして、熊がいる場合ですと、当
然駆除という体制をとりますし、痕跡があっ
た場合については、周辺の市民の方々に注意
喚起をするということがまず1つ。あとは、
ことしのように山のほうに餌がなく里のほう
に出てくるという場合に、柿を狙って出沒す
るということが多いので、自治振興会等を通
して、柿の早目の撤去や、できれば柿の木を
切っていただくというようなお願いをチラシ
等でしたところでございます。

高齢者の方々はなかなかそこまでできないと
いうところもありますけれども、自治振興会
で協力してやっていただくところに対しては、
市として補助金を出すというような形で対応
していただいた地区もでございます。

また、出沒する河川敷等の草刈り等を地域の
皆様方で行っていただくというような活動に
対しても、補助金を出すというような形で対
応したところでございます。

柞山委員

中盤になって、自治会に柿の木を切ってくれ
ということをして、人身被害が出てから対応され
たような記憶があります。

熊は覚えているので、毎年そこにあるという

ことをわかっていて来るということも聞いていますし、人を襲うと、襲うことを学んで一秋田県でも人を襲って食べたということも聞いているわけで、そのようなことがだんだん進化していくような懸念が本当にあります。今、対応のことを言われましたが、春先からそういうことも含めて、市にそういう柿の木の伐採等の補助事業がありますよとか、今おっしゃった河川敷の草刈りについてもちゃんと補助事業があるのだということを周知されて、協力をお願いしていただきたいと思えます。

自分のところの柿が、ほかにも被害を及ぼすということもあるわけですから、その意識を共有していただくということも含めて、やはり周知を図っていただきたいと思えます。本当にこれ以上被害が出ないことを願っております。

東委員

先ほどの柞山委員のイノシシの質問の中で、先進事例として、福井県若狭町に行ったということなのですが、具体的にはどういう事例なのでしょう。

森林政策課長

若狭町を中心として6つの市、町でつくられている焼却施設と、食肉解体施設が一体的に

整備された施設でございました。

若狭町では、イノシシよりもニホンジカの出没が大変多く、施設もかなり大型の施設でございまして、その施設をどういう経緯で設置されたのか、また、実際どういう運用をされているのかということについて視察をしてまいったところでございます。

東委員

ありがとうございます。

また参考になれば、ぜひとも生かしていただきたいと思えます。

柞山委員

八尾地域にバイオマス施設があります。かれこれ相当の年数を経過してきているわけですが、昨年度の予算で、経年劣化に対応して劣化診断をされたというふうに聞いておりますが、この診断結果についてまずお伺いします。

農林事務所
農業振興課長

平成30年度に実施しました地域資源活用促進施設、俗に言うバイオマス施設の劣化診断の結果につきましては、アンモニア等による骨材腐食等によりまして、継続使用が危惧される状況にあるということでございました。このことから、施設の廃止も含めて検討しているところであります。

柞山委員 診断結果についてもう一度説明をお願いします。

農林事務所
農業振興課長 アンモニア等による腐食等によって骨材が腐食をしておりますことから、継続使用が危惧される状況にあるとの報告を受けております。

柞山委員 余りにも簡単に説明されて一例えば建物の鉄骨部分が何%強度が足りないとか、あるいは臭気環境、労働環境が悪いとか、そういうことなのかなと思って聞いていたのですが、継続使用が危惧される状況にあるという総合判断をされた中身についてのポイントを幾つか教えてください。

農林事務所
農業振興課長 今、委員がおっしゃったように、まず建物としての躯体を構成しております鉄骨材がございます。劣化診断で腐食度を図るためには超音波測定が必要になってまいります。それによりますと、10%から20%ぐらいの表面腐食が見られるということでした。今、委員がおっしゃった建物の耐久度、強度がどれくらい弱くなっているのかということに関しましては、実際にはそのようなデータをとることは難しいのですが、その強度が約2倍ぐらい落ちているというふうに言われて

おりますことから、強度が20%から40%ぐらい落ちているというふうな報告でございます。

それから、建物内部にいろいろな設備や、トラックやフォークリフト等の機械類がございます。これらにつきましても、損傷度、劣化度を調べさせていただいたところでございます。特に大型機械であります攪拌機等につきましては、レール上を稼働しながら攪拌していくという特殊な機械でございますが、これはレール構造から既に劣化をしております、新たに取替える必要があるのではないかなという判断結果でございました。

また、当然、労働者がおられるわけでございますので、労働安全衛生の立場から、中の硫化水素—これはもう人命にかかわる問題でございますが—の発生及び高濃度のアンモニアにつきまして測定を行わせていただきました。この測定につきましては、時間的なこともありますし、気候によるものもございます。

いろいろな測定点を設けまして測定をさせていただきましたところ、硫化水素の発生はございませんでした。ただ、アンモニアは高濃度で発生をしております、それが先ほど報告を申し上げました鉄骨材の表面腐食につながっているというような判定結果を得たところ

ろでございます。

柞山委員 そこで、現在まで相当運用されてきたと思うのですが、実際に今の施設は直近でどのくらいの利用頻度があるのか、どういう業者で、どういう成果物を販売したり処理をしておられるのか、現状を教えてくださいませんか。

農林事務所 こちらでは、バイオマスの堆肥の製造をさせて
農業振興課長 いただいております。

昨年度は1,582トンの肥料を製造いたしました。これに関しましては、一般的に小袋販売と言われる形で、一般の消費者が買いに来られるパターン、また、軽トラック等を取りつけていただいて、バラ販売という形で中核農家等が買いに来られるパターン、それから、中山間地等の集落協定組織に対して、こちらからマニアスプレッダーという機械を持っていき、委託散布という形で地力増強に役立っているのが現状でございます。

柞山委員 今は販売のほうですが、入りのほうはどうですか。

農林事務所 平成30年度実績になりますが、7社から原
農業振興課長 材料として畜産ふん尿等を供給していただい

ております。総数では3,957トンでございました。

柞山委員 劣化診断では相当劣化しているということで、いきなり壊れることはないとしても、やはり今後対応していかなければいけないと思いますが、今後の対応等について、農林水産部でどういう考え方を持っておられるのか、部長に答弁をお願いします。

農林水産部長 今ほど農業振興課長から説明がありましたように、この施設につきましては、アンモニア等による腐食が進んでいるということで危惧する状況にあると。このまま腐食が進めば危険な状態にもなりかねないということでございますので、そういうことから、施設の廃止も含めて現在検討しております。

ただし、今ほど委員からも御質問がありましたように、現在使っていらっしゃる業者が7社いらっしゃいますので、仮にこの施設を廃止したということになると、もう受け取れなくなってしまうということもあります。

現在搬入していただいている業者に影響が出る可能性があるということで、現在、市におきましては、搬入しているこの7社の事業者と今後の支援策も含めて話し合いながら、解

決策を見つけようとしているところでございます。

どういう形で支援ができるのか、そして廃止も含めて、今後どういう形で持っていけばいいのかということを含めて、今後また検討してまいりたいと考えております。

柞山委員

トン数から言うと、畜産農家がかなり量的には多かったのだろうと推察いたしますけれども、そういう畜産農家あるいは企業については、相当この施設については利便性の一あるいは経営的にも大変有意義なものであったというふうに思っております。

ただ、今、農林水産部長が答弁されたように、いきなりこれをやめて、今後そういうものをどこへ投棄したり、排水したり、処理するのかということになると、新たな問題が発生しかねない材料でもありますので、十分に、当該事業者や企業、あるいは農家に事情を聞いて、どういう対応をしていただけるのか—バイオマスを新品にしていれば一番いいというふうに言われるだろうと思っておりますけれども—そこも含めながら、どういう調整の仕方があるのか、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

委員長 ほかには質問はありませんか。

島委員 漁港のことについてお伺いしたいと思います。今回も、台風19号で大変たくさんの被害が発生したことに対して、迅速に対応していただき大変感謝しておりますが、ここ数年の様子を見ておきますと、毎年のように漁港に被害が出て、同じような対応をとっています。特にしゅんせつについては、かなりの期間を要しないとなかなか掘起こしに来てもらえないというようなことを考えると、漁港自体の抜本的なてこ入れ対策が必要ではないかなと思うのですが、その辺について、何か考えておられれば御答弁をお願いいたします。

農業水産課長 漁港施設につきましては、2年前、そして今年度と台風の影響により被害が発生いたしました。

大型の台風が日本列島を縦断して日本海に抜けていくようなコースの場合は、特に漁港施設において被害が多いというふうに感じております。

ただ、いつ来るかわからないというようなことであるとか、あるいは事前にどういう準備をするか、そしてその場合に、それが妥当かどうか、何がどうなるのかよくわからない中

で、その辺が実際に対策を立てにくい状況でございまして、現状におきましては、発生後できるだけ早く対応するという形をとらせていただいております。

島委員

多分そうだろうとは思いますが、四方漁港などの様子を見ておきますと、ことしもそうでしたが、東側の出入り口に砂が堆積して船が通れないという状況で、やむなく西側から出ているという状況なのです。これはたまたま毎回東なのか、場合によっては西なのか。一番まずいと思うのは、両方とも砂が堆積した場合に船が出られないということになると、漁ができないということになって、これは大きな経済損失になると思います。そういうことも近い将来起こるのではないかという懸念がありますので、いろいろな例があって、なかなかこれという決め手はないとは思いますが、そういったところもまた調べておいていただければと思います。

委員長

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、経済環境委員会農林水産部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和元年12月定例会の経済環境委員会を閉会いたします。

令和元年12月定例会
経済環境委員会記録署名

委員長 江西 照 康

署名委員 島 隆 之

署名委員 柞 山 数 男